

畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱

	平成23年	4月	1日付け	22	農畜機第4417号
一部改正	平成23年	7月	1日付け	23	農畜機第1401号
一部改正	平成24年	4月	1日付け	23	農畜機第5275号
一部改正	平成24年	5月21日	付け	24	農畜機第800号
一部改正	平成25年	4月	1日付け	24	農畜機第5360号
一部改正	平成25年	12月25日	付け	25	農畜機第3925号
一部改正	平成26年	3月31日	付け	25	農畜機第5330号
一部改正	平成26年	6月16日	付け	26	農畜機第1250号
一部改正	平成26年	10月15日	付け	26	農畜機第3104号
一部改正	平成27年	4月	1日付け	26	農畜機第5728号
一部改正	平成27年	4月15日	付け	27	農畜機第206号
一部改正	平成27年	8月	4日付け	27	農畜機第2142号
一部改正	平成28年	4月	1日付け	27	農畜機第5455号
一部改正	平成29年	3月27日	付け	28	農畜機第6235号
一部改正	平成30年	3月19日	付け	29	農畜機第6539号
一部改正	平成31年	3月26日	付け	30	農畜機第7510号
一部改正	令和2年	3月25日	付け	元	農畜機第7691号
一部改正	令和2年	5月29日	付け	2	農畜機第1270号
一部改正	令和3年	3月30日	付け	2	農畜機第7298号
一部改正	令和3年	6月28日	付け	3	農畜機第1873号
一部改正	令和4年	3月28日	付け	3	農畜機第6908号
一部改正	令和5年	3月30日	付け	4	農畜機第7336号
一部改正	令和5年	6月30日	付け	5	農畜機第2339号
一部改正	令和6年	3月27日	付け	5	農畜機第8484号
一部改正	令和6年	12月13日	付け	6	農畜機第5918号
一部改正	令和7年	1月14日	付け	6	農畜機第6521号
一部改正	令和7年	3月26日	付け	6	農畜機第8413号
一部改正	令和7年	9月	2日付け	7	農畜機第3850号
一部改正	令和8年	1月	9日付け	7	農畜機第6595号
一部改正	令和8年	3月23日	付け	7	農畜機第8409号

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉や牛せき柱については、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が制限されている。また、昨今の国際情勢、特に相互関税の影響により、皮革製品の世界的な貿易縮小やサプライチェーンの混乱が生じており、国産原皮の価格等にも影響が及んでいる。このような状況の中で、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さ等によりと畜機能が麻痺するとともに、ひいては消費者の食の安全・安心を脅かすことが懸念される場所である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、牛由来肉骨粉や牛せき柱の適正処理等の取組や国産原皮の国際競争力強化等の取組を行うこ

とにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安心・安全の確保を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和8年度畜産産業振興事業に係る公募要領（令和8年1月22日付け7農畜機第6862号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

ただし、別添3の1の第2の2の（1）のア及び（2）の事業実施主体については、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合又は協業組合（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）であって、別添3の1の第1の1に掲げる原皮事業者を構成するもの（以下「協同組合等」という。）とすることができるものとする。

第2 事業の名称等

この事業の名称等は、次のとおりとする。

1 肉骨粉適正処分対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添1のとおりとする。

2 牛せき柱適正管理等推進事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添2のとおりとする。

3 国産原皮品質向上等支援事業

（1）国際競争力の強化等

公募団体（ただし、別添3の1の第2の2の（1）及び（2）の事業は公募団体又は協同組合等）が実施する事業であって、事業の内容等は、別添3の1のとおりとする。

（2）輸出機能の維持

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添3の2のとおりとする。

4 畜産副産物需給安定推進事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添4のとおりとする。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 肉骨粉適正処分対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け21農畜機第106号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱の第7の実績報告、第8の消費税及び地方消費税の取扱い及び第9の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月1日付け23農畜機第1401号）

この要綱の改正は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、「別添6」を「別添6-1」に改める改正については、平成23年4月15日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5275号）

- 1 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）の第3の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成24年5月21日付け24農畜機第800号）

この要綱の改正は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5360号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年12月25日付け25農畜機第3925号）

この要綱の改正は、平成26年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5330号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年6月16日付け26農畜機第1250号）

この要綱の改正は、平成26年6月16日から施行し、平成26年5月13日から適用する。

附 則（平成26年10月15日付け26農畜機第3104号）

この要綱の改正は、平成26年10月15日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5728号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月15日付け27農畜機第206号）

この要綱の改正は、平成27年4月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月4日付け27農畜機第2142号）

この要綱の改正は、平成27年8月4日から施行し、平成27年7月6日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け27農畜機第5455号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月27日付け28農畜機第6235号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月19日付け29農畜機第6539号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月26日付け30農畜機第7510号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7691号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年5月29日付け2農畜機第1270号）

この要綱の改正は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7298号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年6月28日付け3農畜機第1873号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和4年3月28日付け3農畜機第6908号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7336号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年6月30日付け5農畜機第2339号）

この要綱の改正は、令和5年6月30日から施行する。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8484号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年12月13日付け6農畜機第5918号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年12月13日から施行する。
- 2 この要綱の改正の際現に改正前の別添1の1別紙様式第1号様式1により提出されている肉骨粉適正処分対策事業実施計画については、改正後の別添1の1別紙様式第1号様式1により提出されたものとみなす。

附 則（令和7年1月14日付け6農畜機第6521号）

この要綱の改正は、令和7年1月14日から施行し、令和6年12月26日から

適用する。

附 則（令和7年3月26日付け6農畜機第8413号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年9月2日付け7農畜機第3850号）

この要綱の改正は、令和7年9月2日から施行する。

附 則（令和8年1月9日付け7農畜機第6595号）

この要綱の改正は、令和8年1月9日から施行する。

附 則（令和8年3月23日付け7農畜機第8409号）

- 1 この要綱の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。